

第16節 食糧供給計画

第1項 食糧供給計画

第1項 食糧供給計画

《 基本方針 》

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あつせんの措置を講ずるものとする。

本市は、災害時の主要食糧を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

1. 食糧供給計画

あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

（1） 対象者

《炊き出し、食品供与対象者》

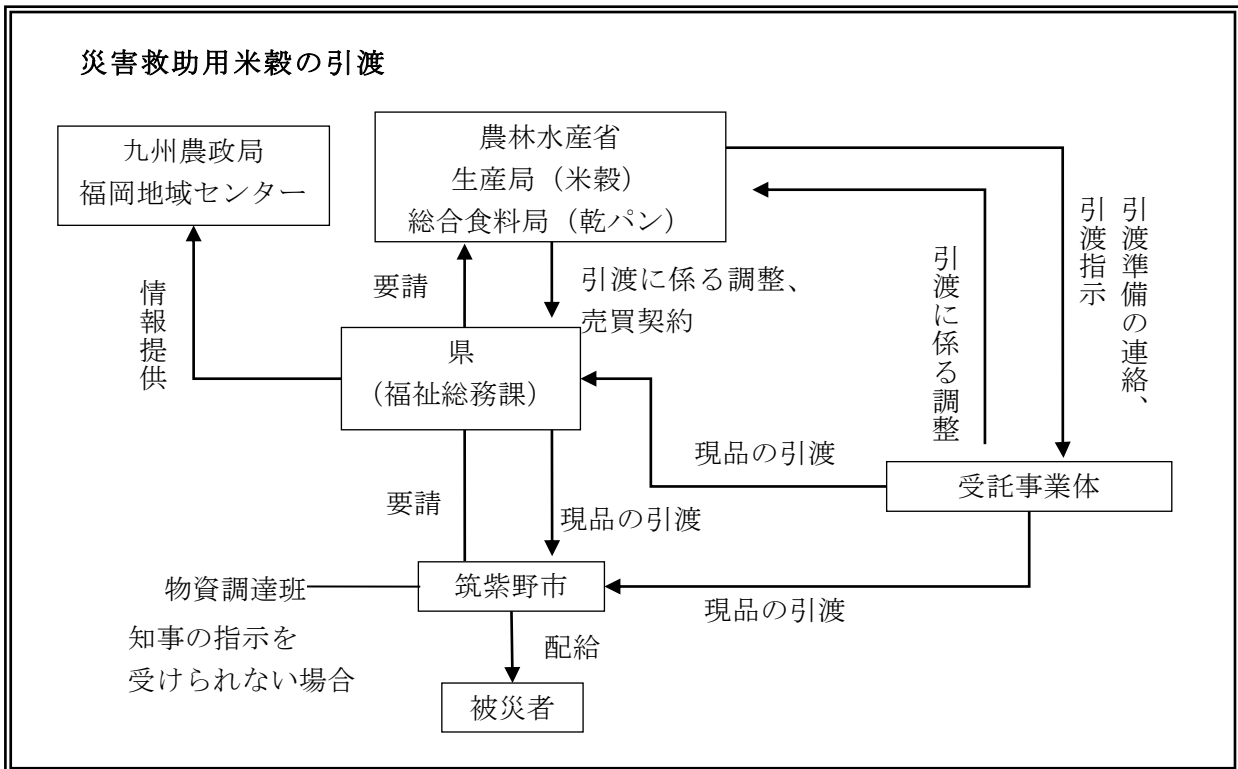
- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出または床上浸水等）により炊事ができない者
- ウ. 旅行者、列車、バスの旅客等であつて食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- エ. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
- オ. その他、市長が供給の必要を認めた者

（2） 調達量の把握

“災害救助班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

(3) 調達・供給計画

1) 米・乾パン等の配給経路は以下の通りとする。



- 2) 被災状況、避難者数から食糧供給計画を策定し、被災者の食糧確保と供給に努める。
- 3) 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。
- 4) 応急食糧の緊急措置【資料編*1 参照】

市長は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、農政事務所長、または、政府所有の食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡し の措置をとる。

依頼先	九州農政局福岡農政事務所 福岡政府倉庫 福岡市博多区月隈 1-13-17 TEL (092) 623-0691
-----	--

(4) 食糧の配給

1) 種別

- ア. 炊出し（乳幼児のミルクを含む。）
- イ. 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
- ウ. 食糧の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

2) 配給品目及び数量

- ア. 配給品目は、米穀またはその加工品副食品
- イ. 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の枠内）の数量とする。

*1 ● 資料 3.16.1 「災害救助用米穀の調達」

(5) 応急配給の方法

1) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は、“災害救助班”が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

2) 食糧の輸送等

食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき実施する。

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

3) 食糧の備蓄

主要食糧の備蓄は、第2章第12節「災害備蓄物資等整備計画」に定めるところによる。

4) 配給基準

《応急配給に関する数量》		
配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 農政事務所長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

(6) 調達・援助された食糧の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

(7) 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、または避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1) 炊き出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めるときは、直ちに、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

2) 炊き出しの方法

- ア. 炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- イ. 炊出しは、“災害救助班”が奉仕団等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。
- ウ. 炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、“物資調達班”が行う。
- エ. 炊出し施設は可能な限り学校等の給食施設、または公民館、コミュニティセンター、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ避難所、コミュニティセンターと同一施設、または避難所に近い施設を選定して設ける。

- オ. 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。
- カ. 炊出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- キ. 炊出し、その他による食糧の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれまたは重複支給の者がないように注意する。

3) 炊き出しの器材

炊き出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店または旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。

《炊き出しの期間及び注意点》

期 間	ア. 一般災害は市長が必要と認める期間 イ. 救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり。）
注 意 点	災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しは区別する。